

(別紙)

(訳文)

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定(案)

日本国政府及び北太平洋漁業委員会は、

二千十五年七月十九日に効力を生じた北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第五条7の規定を想起し、

北太平洋漁業委員会の事務局が日本国の領域に置かれていることを考慮し、

日本国の領域における北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する事項を規定することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条 定義及び解釈

1 この協定の適用上、

(a) 「条約」とは、二千十五年七月十九日に効力を生じた北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約をいう。

(b) 「委員会」とは、条約第五条1の規定により設置される北太平洋漁業委員会をいう。

- (c) 「政府」とは、日本国政府をいう。
 - (d) 「施設」とは、委員会が公の目的に充てるため恒久的又は暫定的に占有する建物又は建物の一部をいう。
 - (e) 「委員会の公的活動」には、委員会の運営活動及び条約に基づいて行われる委員会の活動を含む。
 - (f) 「職員」とは、事務局長及び条約第五条9に定める他の職員をいう。
 - (g) 「事務局長」とは、委員会の事務局長をいい、事務局長の不在のときに事務局長に代わって行動する間の職員を含む。
 - (h) 「被扶養者」とは、職員の配偶者及び二十歳未満の被扶養者である子をいい、心身障害を有することにより自立することができない状態にある二十歳以上の子を含む。
 - (i) 「大臣」とは、日本国外務大臣をいう。
- 2 この協定は、委員会が日本国におけるその事務局において、十分かつ能率的に、責務を遂行し、目的を達成し、及び任務を遂行することができるようにするという主要な目的に照らして解釈する。

第二条 委員会の法的地位

委員会は、法人格を有し、次の能力を有する。

- (a) 契約すること。
- (b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること。
- (c) 訴えを提起すること。

第三条 文書の不可侵

委員会の文書は、不可侵とする。「文書」には、委員会が所有し、又は保管する全ての記録、信書、書類、原稿、写真、フィルム及び記録物を含む。

第四条 施設の不可侵

1 施設は、不可侵とする。政府は、施設内に許可なく立ち入ろうとしている者若しくは集団又はその近傍で施設内の静穏を意図的に妨げる者若しくは集団から施設を保護するため、日本国の法令の範囲内で最善の努力を払う。政府の官憲及び日本国で公権力を行使する者は、事務局長の同意があり、かつ、事務局長が合意した条件による場合及び事務局長の要請がある場合を除くほか、公務の遂行のため施設内に立ち入ってはならない。迅速な防護措置を要する火災その他の緊急事件の場合には、事務局長の同意があつた

ものとみなす。

- 2 委員会は、日本国の法律に基づく逮捕を逃れている者、他国への引渡しのため政府が求めている逃亡犯罪人又は訴訟に関する送達を回避しようとしている者が施設を避難所として使用することを認めてはならない。

第五条 施設に対する公共サービス

- 1 政府は、委員会と協議して、必要な公益事業及び公共の役務（列挙を理由に限定されることなく、電気、水道、下水道、ガス、郵便、電話、地域交通、排水、ごみの収集、消防等の事業及び役務をいう。）が施設に提供され、並びにその公益事業及び公共の役務が衡平な条件で提供されることを確保するため、最善の努力を払う。

- 2 事務局長は、関係公共サービス機関が施設内の関係設備、導管、本管及び下水溝の検査、修繕、維持、改築及び移転を行うことができるようにするため、当該機関の要請に基づき適当な措置をとる。

第六条 裁判権からの免除

- 1 委員会は、自己が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享

有する。もつとも、免除の放棄は、判決の執行についての免除の放棄をも意味するものではなく、判決の執行についての免除の放棄のためには、委員会が別にその放棄をすることを必要とするものと了解される。

2 委員会の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、事務局長の同意があり、かつ、事務局長が合意した条件による場合を除くほか、行政上、司法上及び立法上の搜索、押収、没収、差押え、収用その他の形式の干渉を免除される。

3 1及び2の規定は、次の事項については、適用しない。

- (a) 第十五条1の規定により行われる仲裁判断の執行
- (b) 委員会が所有し、又は委員会のために運行される自動車により引き起こされた損害について第三者の提起する民事訴訟及びこれらの自動車に係る交通犯罪

第七条 委員会のための税及び関税の免除

- 1 委員会並びにその財産、資産及び収入は、委員会の公的活動の範囲内において、
 - (a) 事実上公益事業の使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除される。

(b) 委員会がその公用のために輸入し、又は輸出する物品に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。もつとも、その免除を受けて輸入した物品は、政府と合意した条件によるのでなければ、日本国内では売却しないものと了解される。

2 委員会は、原則として、消費税並びに動産及び不動産の売却に対する税であつてその価格の一部を成すものの免除を要求しない。もつとも、政府は、委員会が公用のために財産の重要な購入を行うに際し当該購入にこれらの税を課し、又は課することができる場合には、できる限り税額の減免又は還付のため適当な行政的措置をとるものとする。

第八条 資金、通貨及び有価証券

委員会は、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処分することができる。

第九条 通信

1 委員会又は事務局にあるその職員宛ての全ての公用通信及び委員会が発出する全ての公用通信については、伝達的手段又は形態のいかなるかを問わず、検閲その他いかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行つてはな

らない。公用のものと思われる通信が違法な物又は危険な物を含んでいると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、その通信は、職員の立会いの下に日本国の当局が開くことができる。もつとも、これらの物が急迫した物理的な危険を及ぼすと認められる場合には、職員の立会いを要しない。

2 委員会は、その公用通信に関して、日本国の領域において、かつ、日本国が当事国である国際条約並びに国際的な規則及び取極に抵触しない限り、郵便及び電気通信に対する優先権、料金及び課金について、政府が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。

第十条 職員の特権及び免除

1 職員は、次の特権及び免除を享有する。

(a) 公的資格で行った口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（自動車に係る交通犯罪であつて職員によるものについての訴訟手続及び職員が所有し、若しくは運転し、又は職員のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。）の免除。この免除は、その者が委員会の職員でなくなった場合にも、存続する。

(b) 委員会が支払った給料及び手当に対する課税の免除

- (c) 自己及び被扶養者に関して、出入国制限及び査証料の免除
 - (d) 為替の便益に関して、日本国における外交官に与えられる特権と同一の特権
 - (e) 自己及び被扶養者に関して、国際的危機の場合に外交官に与えられる帰国の便益と同一の帰国の便益
 - (f) 日本国で最初にその地位に就く際に家具及び手回品を関税の免除を受けて輸入する権利
 - (g) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除
- 2 1 (b)から(g)までの規定は、日本国民である職員及び日本国に通常居住している職員については、適用しない。

第十一条 社会保障

- 1 日本国民でない職員及び日本国に通常居住していない職員は、日本国の法律によって設けられた社会保障制度に参加することを要請されることはないものとし、また、委員会は、これらの職員に関して、そのような社会保障制度に対する全ての強制的な拠出を免除される。
- 2 委員会は、日本国民である職員及び日本国に通常居住している職員が日本国の社会保障制度に参加することができるよう必要な措置をとる。

第十二条 職員の任命に関する通告

1 委員会は、その職員の任命が行われたときは、当該職員の氏名並びに当該職員の委員会における等級及び地位並びに被扶養者の氏名を、当該職員に関するその他の関連情報とともに、個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。委員会は、職員に任命された者が職員の一人でなくなったときは、当該職員でなくなった日を、同様に、政府に通告する。

2 政府は、いかなる者に対しても、当該者に関して1の通告を受けるまでは、この協定によって与えられる特権及び免除を与えることを義務付けられない。

3 政府は、1の通告を受けたときは、職員にその写真を添付した身分証明書を交付する。この証明書は、全ての日本国の当局との関係において身分を証明するために使用される。

第十三条 特権及び免除の目的及び濫用の防止

1 この協定により職員に与えられる特権及び免除は、阻害されることのない委員会の機能並びに特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

2 事務局長は、委員会の規則に従い、1の特権及び免除の濫用を防止するためあらゆる予防措置をとる。

3 1の特権又は免除の濫用が発生したと政府において認める場合には、事務局長は、要請により、濫用が発生したかどうかを決定するため政府と協議する。その協議により事務局長及び政府にとって満足な結果が得られない場合には、その問題は、第十五条に規定する手続に従って解決される。

第十四条 免除の放棄

1 事務局長は、この協定により職員（事務局長自身を除く。）に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであると認める場合において、委員会の利益を害することなく当該免除を放棄することができる。は、当該免除を放棄する権利及び義務を有する。

2 委員会は、この協定により事務局長に与えられる免除を放棄することができる。

第十五条 紛争の解決

1 委員会は、日本国において自然人又は法人と契約（職員に関する規則に従って締結される契約を除く。）を締結する場合において、契約の他方の当事者の要請があるときは、当該契約の解釈又は履行から生ずる紛争がいずれか一方の当事者の要請によって仲裁手続に付されることを可能にする仲裁条項を含めなければならぬ。

2 委員会は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。

(a) 契約から生ずる1の紛争以外の私法的性格を有する紛争

(b) 公的地位により免除を享有する職員に係る紛争。ただし、その免除が前条の規定により放棄されていない場合に限る。

3 この協定の解釈若しくは適用に関する委員会と政府との間の紛争又は委員会と政府との間の関係に対して影響を与える問題であつて、交渉又は他の合意された解決方法によつて解決されないものは、大臣が任命する仲裁人、委員会が任命する仲裁人及びこれらの二人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に付託する。最初の二人の仲裁人が、これらの仲裁人が任命された後六箇月以内に第三の仲裁人について合意に達しない場合には、第三の仲裁人は、政府又は委員会の要請により、国際司法裁判所長によつて任命される。仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、政府及び委員会を拘束する。

第十六条 協力

1 委員会は、常に裁判の正当な運営を容易にし、警察法令並びに火災防止、公衆衛生及び労働監督に関する

る法令その他これらに類する法令の遵守を確保し、並びにこの協定に定める特権、免除及び便益の濫用を防止するため、日本国の関係当局といつでも協力しなければならない。安全保障のために全ての予防措置をとる政府の権利は、この協定のいずれの規定によっても害されない。

2 この協定によつて与えられる特権及び免除を害することなく、日本国の法令を遵守することは、委員会並びに当該特権及び免除を享有する全ての者の義務である。

第十七条 改正

この協定の改正に関する協議は、政府又は委員会のいずれか一方の要請によつて行われる。いずれの改正も、相互の合意によつて行われる。

第十八条 効力発生及び終了

1 この協定は、政府及び委員会がこの協定の受諾を通知する公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、政府と委員会との間の合意により終了させることができる。この協定は、委員会の事務局が日本国の領域から移転する場合又は委員会の解散の場合には、その移転又は解散及び日本国における委員会の財産の処分に要する合理的な期間の後、効力を失う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年十一月 日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

北太平洋漁業委員会のために